

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律等の一部を改正する法律案 新旧対照表

○国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（昭和二十二年法律第八十号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第九条 各議院の議長、副議長及び議員は、国政に関する調査研究、広報、国民との交流、滞在等の議員活動を行うため、調査研究広報滞在費として月額百万円を受ける。</p>	<p>第九条（同上）</p>
<p>2 前項の調査研究広報滞在費（以下この条及び第十一条において単に「調査研究広報滞在費」という。）については、その支給を受ける金額を標準として、租税その他の公課を課することができない。</p>	<p>2 前項の調査研究広報滞在費については、その支給を受ける金額を標準として、租税その他の公課を課することができない。</p>
<p>3 各議院の議長、副議長及び議員は、毎年一回、両議院の議長が協議して定めるところにより、その年において支給を受けた調査研究広報滞在費の金額及びこれを充てた支出に関する事項を記載した報告書（次項において「収支報告書」という。）を、当該支出に係る領収書の写しを添付して、その属する議院の議長に提出しなければならない。</p>	<p>（新設）</p>
<p>4 各議院の議長は、収支報告書の提出を受けたときは、両議院の議長が協議して定めるところにより、当該収支報告書を公開しなければならない。</p>	<p>（新設）</p>
<p>5 各議院の議長、副議長及び議員は、その年において支給を受けた調査研究広報滞在費の総額から、その年において調査研究広報</p>	<p>（新設）</p>

滞在費を充てた支出の総額を控除して残余があるときは、両議院の議長が協議して定めるところにより、当該残余の額に相当する額の調査研究広報滞在費を返還しなければならない。

第十一条 第三条から第六条までの規定は調査研究広報滞在費について、第九条第二項の規定は第八条の二の議会雑費並びに前条第一項の特殊乗車券及び航空券について準用する。

第十一条 第三条から第六条までの規定は第九条の調査研究広報滞在費について、第九条第二項の規定は第八条の二の議会雑費並びに前条第一項の特殊乗車券及び航空券について準用する。

○国会法及び国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律（令和四年法律第二十九号）（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則 （施行期日）</p> <p>1 この法律は、公布の日から施行する。 （経過措置）</p> <p>2 第二条の規定による改正前の国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（以下「旧法」という。）第九条第一項の規定によるこの法律の施行の日の属する月分の文書通信交通滞在費は、第二条の規定による改正後の国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（以下「新法」という。）第九条第一項の規定による同月分の調査研究広報滞在費とみなす。 （公職選挙法の適用除外）</p> <p>3 次に掲げる者が、各議院の議員となり又は議員でなくなった日の属する月分の文書通信交通滞在費（旧法第九条第一項の文書通信交通滞在費をいう。以下同じ。）として旧法の規定により支給を受けた額から、その月分の文書通信交通滞在費について新法の規定が適用されるものとした場合にその月分の調査研究広報滞在費（新法第九条第一項の調査研究広報滞在費をいう。）として支給を受けることとなる額を差し引いた額に相当する額の全部又は一部を国庫に返納する場合には、当該返納による国庫への寄附につい</p>	<p>附則 （施行期日）</p> <p>1 （同上） （経過措置）</p> <p>2 第二条の規定による改正前の国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律第九条第一項の規定によるこの法律の施行の日の属する月分の文書通信交通滞在費は、第二条の規定による改正後の国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律第九条第一項の規定による同月分の調査研究広報滞在費とみなす。 （新設）</p>

ては、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百九十九条の二の規定は、適用しない。

一 この法律の施行の日の直近において行われた衆議院議員の総選挙により衆議院議員となった者

二 前号の総選挙の期日の属する月に参議院議員となった者

三 第一号の総選挙の期日の属する月の翌月の初日からこの法律の施行の日の前日までの間に各議院の議員となった者又は議員でなくなった者